平成２９年（フ）第３７２号
大阪府柏原市本郷３丁目８番43号　山和マンション　102号
債務者　田中　耕治
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３９５号
大阪府高石市綾園７丁目４番15―107号、前住所大阪府高石市加茂４丁目９番32号
債務者　田中亜由美
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０７号
高知市秦南町１丁目１番29号　コーポ西村Ⅱ－２Ｃ
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１８３号
熊本市中央区新屋敷２丁目25番10号　中橋ビル301号
債務者　徳永　晴恵
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１９１２号
大阪市旭区大宮３丁目20番22―305号
債務者　吉宗　史裕
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０２４号
大阪市住吉区南住吉４丁目10番２―1014号
債務者　中田　大輝
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０５３号
大阪府寝屋川市打上南町１番18―403号
債務者　岡本　和代
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０号
長崎県島原市湊道１丁目7427番地１コーポほんだ301号
債務者　甲斐　恵美
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
長崎県南島原市加津佐町戊293番地１
債務者　尾崎恵利子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第１７６号
岡山市南区新保672番地　後神ハイライズＢ－５
債務者　角田真知子
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月９日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９５号
岡山市北区十日市東町５番23号
債務者　大森　通正
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０号
沖縄県石垣市字登野城193番地２　マルサンアパート３－１
債務者　冨永　美穂（旧姓大城）
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月７日午前11時30分
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第３８４１号
東京都世田谷区砧８丁目24―14―101
債務者　立子山勝美
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８４２号
東京都世田谷区砧８丁目24―14―101
債務者　立子山幸枝
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８６０号
東京都大田区大森中３丁目32―11
債務者　小林美也子
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部